具体的には、更生計画認可決定後２か月以内の管財人が定める日までに、更生担保権及び一般の優先権のある債権の全額、並びに、一般更生債権（開始前債権）の10%相当額の弁済を実施する。

さらに、その後、更生会社の資産の換価等により資金が確保されるなど追加弁済をなしうる状況が生じた場合には、追加弁済対象現預金を開始前債権に按分することを内容とする追加弁済を実施する。

なお、交通事故による損害賠償請求権を有する債権者については、事故車両について更生会社が締結していた保険会社との賠償責任保険にかかる保険金の支払いを当該保険会社より直接受けることについて、管財人は異議を述べないものとする。

第２節　清算配当率との比較

別表第１号に記載のとおり、本件更生手続開始決定日時点で更生会社が破産したと仮定した場合、更生会社の財産の清算残高は約３億2200万円であり、ここから別除権付破産債権、財団債権及び優先的破産債権の弁済並びに清算費用を考慮すると、破産債権への配当をするべき原資は生じず、予想清算配当率は０%となる。したがって、一般更生債権（開始前債権）に対して10%以上の弁済を早期に実施する内容の本件更生計画案は、清算価値保障原則を満たし、債権者一般に有利なものであることは明らかである。

第４章　更生債権等に関する権利の変更と弁済・納付方法

第１節　金銭債権に関する通則

第１項　弁済の場所

１　本章に定める金銭の支払は、管財人事務所において行う。ただし、債権者のうち管財人が定める期限までにその指定する書面により日本国内の金融機関の口座への振込を希望する旨申し出た者に対しては、当該債権者の指定する金融機関の口座へ振り込む方法で支払う。

上記の振込手数料は更生会社の負担とする。

２　公租公課の納付は、前記１の定めにかかわらず、徴収権者の指定する方法により行う。

第２項　弁済期日が休日の場合の取扱い

本章で金銭債権の弁済の期限日として定められた日が日本国内の金融機関の休業日に該当するときは、同弁済期限日の定めにかかわらず、当該休業日の翌営業日をもって弁済期限日とする。

第３項　債権譲渡等の取扱い

１　更生債権等について、平成25年11月29日以降、譲渡または移転を原因として届出名義の変更があったときは、権利の変更及び弁済方法は、当該届出名義変更前の債権額を基準とする。

２　前記１の届出名義の変更が、更生債権等の一部の譲渡または移転を原因として適法になされたときは、その免除額及び弁済額は、新旧債権者各自の有する債権額により按分した金額とする。

第４項　債権放棄または債権届出の取下げがあった場合の取扱い

平成25年11月29日以降、更生債権等の放棄または届出の取下げがあったときは、更生計画に定める権利の変更及び弁済の方法は、その残債権額に対してこれを適用する。

第５項　端数処理

更生債権等の弁済額は、１円未満の端数を切り捨てる。

第６項　反対債権による弁済金の控除

更生債権者等に対する弁済期において、更生会社が当該更生債権者等に対して履行期の到来した金銭債権を有するときその他法令により相殺をなしうるときは、更生会社は、更生債権者等に対して通知することなく、更生計画に基づく弁済額から更生会社が有する債権額を控除することができる。

第２節　更生担保権

第１項　確定債権

確定した更生担保権（本節において以下「確定債権」という）の件数及び総額は次のとおりであり、その債権者別の内訳は別表第４号に記載のとおりである。

20件　142,848,179円及び額未定

第２項　権利の変更及び弁済方法

１　確定債権額（本項２号に関するものを除く）の全額を、更生計画認可決定の日から２か月以内の管財人が定める日に一括して弁済する。

２　確定債権のうち、担保目的物の換価金を既に更生担保権者が保有しているものについては、前項の日をもって、当該換価金を確定債権の弁済に充当する。

３　前２号の定めによる各債権者に対する弁済額及び弁済方法は、別表第４号の「弁済額」欄及び「弁済方法」欄に記載のとおりである。

第３節　一般の優先権のある更生債権（租税等の請求権）

第１項　届出債権

届出のあった一般の優先権のある更生債権（租税等の請求権）の件数及び総額は次のとおりであり、その債権者別の内訳は別表第５号に記載のとおりである。

34件　57,486,003円及び額未定

第２項　権利の変更及び納付方法

１　徴収する権限を有する者の意見を聴き、更生手続開始決定の日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可の決定があるときは、その決定の日）までの間に生じた延滞税または延滞金（以下「延滞金等」という）については、本項４号による納付の時にその全額の免除を受ける。

２　徴収する権限を有する者の意見を聴き、更生計画認可決定の日の翌日以降完納に至るまでの間に生じる延滞金等は、本項４号による納付の時にその全額の免除を受ける。

３　更生手続開始決定の日の前日までの間に生じた延滞金等は、徴収する権限を有する者の同意を得て、本項４号による納付の時にその全額の免除を受ける。ただし、徴収の権限を有する者の同意を得られなかった延滞金等については、本項４号に従って納付する。

４　前記１ないし３号の定めによる免除後の金額を、更生計画認可決定の日から２か月以内の管財人が定める日に一括して納付する。

５　前記１ないし４号の定めによる各債権者に対する納付額、納付方法及び免除額は、別表第５号の「納付額」欄、「納付方法」欄及び「債務免除額（納付時）」欄に記載のとおりである。

第４節　一般更生債権

第１項　確定債権

確定した一般更生債権（本節において以下「確定債権」という）の件数及び総額は次のとおりであり、その債権者別の内訳は、別表第６号に記載のとおりである。

65件　476,200,025円及び額未定

第２項　権利の変更及び弁済方法

１　確定債権について、以下のとおり権利を変更のうえ、弁済する。

⑴　開始決定後の利息、損害金の免除

更生手続開始決定の日以降の利息及び遅延損害金については、更生計画認可決定の日に全額免除を受ける。

⑵　第１回弁済

前記⑴の定めによる免除額を控除した残額（開始前債権）に対する10%相当額を、更生計画認可決定の日から２か月以内の管財人が定める日に弁済する。

⑶　追加弁済等

ア．追加弁済

追加弁済を行うときは、遅滞なく、開始前債権に対し、追加弁済対象現預金を開始前債権の総額で除して算定した弁済率を乗じた額を、管財人が定める日に弁済する。

イ．追加弁済がない旨の通知

追加弁済がないことが確定したときは、遅滞なく、その旨を開始前債権を有する者に対して通知する。